

令和4年(少エ)第9号損害賠償請求事件

(令和4年(少コ)第29号)

原告 株式会社はなもみ

被告 株式会社わかさ生活 外1名

準備書面

令和5年 1月 5日

水戸簡易裁判所 民事2係 御中

被告株式会社わかさ生活訴訟代理人

弁護士 玉 越 久 義



上記当事者間の御庁頭書事件につき、被告株式会社わかさ生活は、下記の通り準備いたします。

記

1 原告は、令和4年12月2日付訴えの変更申立書及び令和4年12月16日付準備書面において、被告株式会社わかさ生活に対し、事務管理を行ったかの主張を行う。

しかし、原告が被告株式会社わかさ生活が行うべき事務を行ったとの事実はなく、原告の主張はその前提を欠く。

また、原告は、事務管理を主張しているが、不法行為に基づく損害賠償も請求しているようである。

しかし、被告株式会社わかさ生活が、原告に対し、不法行為を行った事実はなく、また、原告の主張によっても何が不法行為に該当するのか判然としない。

2 よって、いずれにせよ原告の請求には何ら理由がなく、直ちに棄却されるべきである。

以上

送 付 書

水戸簡易裁判所 民事2係 御中(029-224-4661)

原告株式会社はなもみ 御中(029-254-7189)

被告株式会社河出書房新社訴訟代理人 弁護士 中野学行 先生 (03-6889-8591)

下記の事件につき、「送付書類」欄記載の書類を送付します。受領されましたら、下段「受領書」部分に記名捺印のうえ、当職と裁判所にこの書面を送付してください。

令和5年1月5日

被告株式会社わかさ生活訴訟代理人弁護士 玉 越 久 義



(TEL 06-6209-2177、FAX 06-6209-2178)

事
件

令和4年(少エ)第9号 少額訴訟判決異議事件

原告：株式会社はなもみ 被告：株式会社わかさ生活 外1名

送
付
書
類

送付書を除く送付枚数 計2枚

■準備書面 (令和5年1月5日付)

2枚

受 領 書

水戸簡易裁判所 民事2係 御中(029-224-4661)

被告株式会社わかさ生活訴訟代理人弁護士玉越久義 行(06-6209-2178)

上記書類を受領しました。

令和5年 / 月 5 日

〒311-4141 茨城県水戸市赤塚1-386-1-107

株式会社 はなもみ

代表取締役 池田剛士

